

# 留前市議会議員 政治倫理要綱(解説)

平成27年11月 留萌市議会

# 制定告示の前文

留萌市議会は、議会基本条例(平成26年留萌市条例第18号)に基づき、議員のより 高い政治倫理の確立を図り、全力を挙げて市民の負託に応えるため、この要綱を制定する。

# 【解 説】

留萌市議会では、「市民にわかりやすく・開かれた」そして「市民とともに」の議会を目指し、議会の最高規範となる「**留萌市議会基本条例」**を平成26年6月16日に制定しました。

この基本条例に基づいた議会運営を行っていくためには、市民と議会(議員)との揺るぎない信頼関係を確立することが重要であり、そのためには、議員一人一人が公職者としてより高い倫理観を持ち、市民から負託された期待に全力を挙げて応えていく必要があります。

そこで、議員が自ら守るべき明確な政治倫理基準を規定し、**市民との約束**として**「留萌 市議会議員政治倫理要綱」**を制定するものです。

# (目的)

第1条 この要綱は、留萌市議会基本条例(平成26年留萌市条例第18号)第20条の 規定に基づき、議員の政治倫理の確立を図ることを目的とする。

# 【解 説】

この要綱の制定の目的を規定しています。

留萌市議会基本条例第20条では、「議員は、選挙で選ばれた市民の代表者として、高い倫理観を持ち、品位の保持に努めます。」と規定しています。

これを踏まえた中で、議員活動に当たっての**遵守すべき政治倫理**の基本的事項を定め、 市民の負託に応えるために、「政治倫理の確立を図る」ことを目的としています。

#### (議員の責務)

- 第2条 議員は、市民の負託を受けた代表者として、法令を遵守し、市政に関する権能と 責務を深く自覚するとともに、自らの行動を厳しく律して、政治倫理の向上に努めなけ ればならない。
- 2 議員は、自ら研鑽を積み、資質を高めるとともに、市民の信頼に値するより高い倫理 義務に徹し、その品位の保持に努めなければならない。
- 3 議員は、地方自治の本旨に従って、議員本来の使命の達成に努めなければならない。
- 4 議員は、次条に反する事実があるとの疑惑をもたれた場合は、自ら率先して説明責任を果たさなければならない。

# 【解 説】

議員が、果たさなければならない**3項目の責務** 

- ①市民の負託を受けた全体の奉仕者であることの自覚と高い倫理観
- ②議員としての資質の向上と品位の保持
- ③市民から信頼される公正で民主的な市政の発展のための議員使命の達成

を規定するとともに、疑惑を持たれたときには、自ら事実を明らかにし、「**説明責任」**を果たさなければならないという倫理の原点を示しています。

「議員本来の使命」としての政治活動とは、①議員としての活動、②議会活動、③後援

会の活動などをいい、選挙活動は除かれます。

「地方自治の本旨」とは、憲法第92条は「地方自治の本旨に基づいて自治体を組織し、 運営を行わなければならない。」と定め、一般的に、住民の意思に基づいて地方の行政を行 う「住民自治」と、国とは別の独立した団体として、自らの判断と責任において地方の行 政を行う「団体自治」の二つによって構成されています。

### (政治倫理基準)

- 第3条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。
  - (1) 市民の議会に対する信頼を失墜させるような、議員としての品位を著しく損なう行為を行わないこと。
  - (2) 自己の利益又は特定の者の利益若しくは不利益を生じさせるため、その地位による 影響力を不当に及ぼす行為をしないこと。
  - (3) 市民全体の代表者として品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関し不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。
  - (4) 市の職員又は市の関係団体の役員若しくは職員に対し、公正な職務の執行を妨げ、 又はその地位による影響力を不正に行使する行為をしないこと。
  - (5) その地位を背景に、職務の適正な範囲を超えた言動又は性的な言動により、市等の 役職員に対し、精神的又は身体的に苦痛を与えないこと。
  - (6) その地位を利用し、いかなる金品も授受しないこと。
  - (7) 公正を疑われるような公金の支出の請求をしないこと。
  - (8) 道義的な批判を受けるような政治活動に関する寄附を受けないこと。
  - (9) 議員の資金管理団体及び後援団体に、道義的な批判を受けるような政治活動に関する寄附を受けさせないこと。
  - (III) 暴力団その他の反社会的勢力(以下「暴力団等」という。)を利用し、若しくは暴力団等に利用され、又は暴力団等の活動に関与しないこと。
  - (11) その他議会内で申し合わせた事項を遵守しなければならない。

## 【解 説】

議員が守らなければならない「政治倫理の基準」を11項目にわたり規定しています。 その内容については、議会内で申し合わせた事項を含む様々な法令等の遵守は当然のことになりますが、それとともに、①議会の信頼失墜行為、②特定の者に対する有利になる働きかけ、③権限や地位利用による利益供与・金品の授受・寄附を受ける行為、④公正な職務執行を妨げる不当な行為・職員の人事への関与、⑤暴力団等の活動の関与する行為を行わないこととしています。

より具体的な政治倫理基準を明確にするために、平成26年6月の留萌市議会基本条例の制定時の取組として、議員全員でこのことの議論をし、守るべき10項目として整理した「政治倫理に関する基本的な姿勢」がありますので、次ページに掲載いたします。

なお、ここでは一定の基準として定めているため、どうしても禁止事項を羅列する作りにならざるを得ませんが、最も大切なことは、禁止事項を定めることではなく、この間における政治倫理基準の必要性についての議論と検討を重ねてきたことにより、全議員が政治倫理に関する共通の認識を持つことができ、そうした議論によって議会として「議員の倫理観を育んできた」という経過こそが重要であると考えております。

# 【留萌市議会の政治倫理に関する基本的な姿勢】: 議会基本条例説明資料からの抜粋

# 【信用失墜行為の禁止】

- ① 市民の議会に対する信頼を失墜させるような、議員としての品位を著しく損なう行 為を行わないこと。
- ※信用失墜行為は範囲が広く、違法行為、セクハラ、暴言、不適切な服装など

# 【特定の利益のためのあっせん等の禁止】

- ② 自己の利益又は特定の者の利益若しくは不利益を生じさせるため、その地位による 影響力を不当に及ぼす行為をしないこと。
- ・公共工事請負等のあっせんの禁止
- ※公共工事請負等とは、公共工事請負、業務委託、不動産・物品売買契約など、本人の兼業 業禁止だけではなく、親族や特定の企業に対して、市民から疑惑を招く行為
- ・職員採用、異動、昇格のあっせんの禁止
- ※職員とは、正職員だけではなく、嘱託職員や臨時職員を含む

# 【不正疑惑行為の自粛】

- ③ 市民全体の代表者として品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関して正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。
- ※公職選挙法で禁止している飲食物の供与などもこれにあたる

# 【職員の職務執行に対する不当関与・地位利用による圧力の禁止】

- ④ 市の職員又は市の関係団体の役員若しくは職員に対し、公正な職務の執行を妨げ、又はその地位による影響力を不正に行使する行為をしないこと。
- ⑤ その地位を背景に、職務の適正な範囲を超えた言動又は性的な言動により、市等の 役職員に対し、精神的又は身体的に苦痛を与えないこと。
- ※補助金や許可行為に関与することなど、また、行政に対してだけでなく、市民や団体等に対して地位を利用した圧力や強要、更には、人権を侵害する行為など

# 【地位利用の金品の授受の禁止】

- ⑥ その地位を利用し、いかなる金品も授受しないこと。
- (7) 公正を疑われるような公金の支出の請求をしないこと。
- ※公正を疑われる公金の支出:使途が疑われる旅費、食糧費、交際費、政務活動費等

# 【道義的批判のある企業献金等の禁止】

- ⑧ 道義的な批判を受けるような政治活動に関する寄附を受けないこと。
- ⑨ 議員の資金管理団体及び後援団体に、道義的な批判を受けるような政治活動に関する る寄附を受けさせないこと。
- ※禁止する個人への寄附を迂回して受け取る、違法な(集め方も)資金等の寄附など

#### 【暴力団等の関与の禁止】

- ⑩ 暴力団その他の反社会的勢力(以下「暴力団等」という。)を利用し、若しくは暴力団等に利用され、又は暴力団等の活動に関与しないこと。
- ※暴力団等:暴力や威力と詐欺的手法を使い経済的利益を追求する集団又は個人

# (兼業に関する遵守事項)

第4条 議員は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第92条の2に規定する趣旨を 尊重し、市民に対し疑惑の念を生じさせることのないように努めなければならない。

# 【解 説】

- (1) 地方自治法第92条の2に規定する「議員の兼業禁止」(議員は市と請負契約等をする法人の取締役等になれない。)について、その趣旨を尊重することとしています。
- (2) 「市民からの疑惑の念」という意味においては、①市の許可が必要な事業を営む法人等、②市から補助金を受け、又は受けようとする法人等についても、同様に一定の留意が必要になりますが、例えば、町内会長などの公益性の高い団体の役員等への就任までをも規制する趣旨ではありませんが、疑念を招かない配慮は必要になります。

# 【地方自治法 抜粋】

(議員の兼業禁止)

- 第92条の2 普通地方公共団体の議会の議員は、当該普通地方公共団体に対し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び精算人たることができない。
- (3) 兼業との関連においては、議会における「**除斥**」の取り扱いがあります。

「除斥」とは、特定の議員が議案や議事内容に直接又は間接的に深く関与する場合に、 「退席する」又は「退席させられる」ことを意味します。

地方自治法第117条では、「普通地方公共団体の議会の議長及び議員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は**自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件**については、その議事に参与することができない。」となっています。

#### (審査請求の手続)

第5条 議員は、議員が第3条に規定する政治倫理基準(以下「政治倫理基準」という。) に違反している疑いがあると認められるときは、これを証する資料等を添えて、議員定 数の8分の1以上の議員の連署をもって、議長に対し審査の請求をすることができる。

## 【解 説】

- (1) 政治倫理基準等に違反する行為の疑いがあった場合の議員の**審査請求に係る要件と 手続**を規定しています。
- (2) 審査請求の要件は、議員定数の8分の1以上(地方自治法第135条第2項の懲罰動議の発議要件との均衡を考慮し、準用しています。)として、留萌市議会においては、 2人以上となります。
- (3) 現時点では、条例での定めではなく、**内部の規定である要綱**になっておりますので、 市民が直接、審査を請求することはできませんが、そうした市民の意向を受けて、議員 が代わって審査請求をすることになります。
- (4) 政治倫理という面を考慮し、その**行為があった日から審査請求までの時効**については、 定めてはおりませんが、当該当事者が議員の身分を失っている場合には、審査すること はできません。

# (審査会の設置等)

- 第6条 議長は、前条の規定による有効な審査の請求があったときは、議会運営委員会の 意見を聴き、必要と認めるときは、議会に留萌市議会議員政治倫理審査会(以下「審査 会」という。)を設置する。
- 2 審査会の委員は、議会運営委員会の委員をもって充てる。ただし、審査請求の対象と なる議員及び審査請求をした議員は、委員となることができない。
- 3 審査会の委員の任期は、当該事案の審査が終了し、議長に審査結果を報告したときま でとする。
- 4 審査会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。
- 5 審査会の委員は、公平かつ適正にその職務を遂行しなければならない。
- 6 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職又は議員の職を 退いたときも同様とする。

# 【解 説】

- (1) 議長は、政治倫理に関する審査請求があった場合、議会運営委員会の意見を聴き、「**留 萌市議会政治倫理審査会」**を設置し、調査することを定めています。
- (2) 委員の構成は、速やかに対応できるよう、議会運営委員会をもって充てることとしています。
- (3) 個人情報に関わる事案であるため、第6項で改めて、委員の在任中はもちろんのこと、 その職を退いた後も、職務上知り得た秘密を他のものに漏らしてはならない旨を規定し ています。

# (審査等)

- 第7条 議長は、審査会を設置したときは、速やかに政治倫理基準の違反行為の存否に関する審査を審査会に付するものとする。
- 2 審査会は、委員長が招集する。
- 3 審査会は、審査を行うため、資料の請求、事情聴取等必要な調査を行うことができる。
- 4 審査会は、第1項の規定による審査を行うため、専門的知識を有する者を参考人として出席させ、意見を聴くことができる。
- 5 審査会の定足数及び表決については、留萌市議会委員会条例(平成26年留萌市条例 第19号)第22条及び第60条の規定を準用する。
- 6 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するとこ ろによる。
- 7 審査会の会議の公開及び秘密会については、留萌市議会委員会条例第43条及び第6 7条の規定を準用する。

# 【解 説】

- (1) 審査会の審査は、速やかに行い、審査に当たっては、資料請求、事情聴取や専門的知見の活用など、必要な調査ができることを規定しています。
- (2) 審査会は、委員長が招集することと規定しています。ただし、委員長が互選される前に開かれる審査会については、議長が招集することになります。
- (3) この要綱において、議長が審査の対象となったときは、副議長が議長の職務を行うこととなり、また、議長及び副議長がともに審査の対象となったときは、審査を請求した議員及び審査対象議員を除く、年長の議員が議長の職務を行うことになります。

(4) 会議については**原則公開**としていますが、審査会では個人のプライバシーを扱う場合 もあるため、出席委員の3分の2以上が合意した場合(委員会条例第67条)には、**非** 公開とできるよう規定しています。

# (議員の協力義務及び弁明)

- 第8条 審査の請求の対象となった議員は、審査会に必要な資料を提出し、会議に出席して陳述する等、審査会からの要求に応じる義務を有する。
- 2 審査の請求の対象となった議員は、審査会において口頭又は書面により弁明すること ができる。

# 【解 説】

- (1) 審査の対象となった議員は、審査会から会議への出席又は調査に必要な資料提出を求められたときは、これを拒むことなく、**事案の解明のために協力する義務**があることを定めています。
- (2) 審査の対象となった議員は、委員会の会議に出席し、自らの疑惑に関し、書面又は口頭により弁明(釈明)することができる(審査会は、弁明の機会を付与する義務がある。) ことを定めています。

#### (審査結果の報告)

**第9条** 審査会は、審査を終えたときは、その審査結果を議長に報告しなければならない。

# 【解 説】

- (1) 審査は速やかに行い、これを文書(報告書)で議長に報告する義務があることを定めています。
- (2) 審査会の審査結果とは、あくまでも当該**違反事実の認定**であり、第11条に定める措置の程度については、別な組織である議会運営委員会として議論することになります。

#### (審査結果の通知)

第10条 議長は、前条の報告を受けたときは、その内容を審査の請求をした議員及び審査の対象となった議員に対し結果を通知しなければならない。

# (必要な措置)

- 第11条 議長は、審査会からの審査結果の報告に基づき、政治倫理基準に違反したと認められる議員に対して、議会の名誉と品位を守り、市民の信頼を回復するため、議会運営委員会に諮り、次の各号のいずれかの措置を講ずるものとする。
  - (1) この要綱を遵守するための文書警告
  - (2) 議会における役職の停止
  - (3) 議員の辞職勧告
  - (4) 前3号に掲げるもののほか必要と認める措置
- 2 前項の措置については、議会の承認を得るものとする。
- 3 議長は、第1項の措置を講じたときは、これを公表しなければならない。
- 4 議会は、第3条の規定に違反がないと確認した場合においては、審査の対象となった 議員の名誉回復のために必要な措置を講じなければならない。

# 【解 説】

- (1) 審査会の審査結果は尊重されること、それに伴う違反した議員に対する議会としての 措置を規定しています。
- (2) 「議会の承認」とは、本会議における決議(※議会の意思を対外的に表明するなどの理由でなされる議決)等(全員協議会の場も考えられます。)で決定することになります。
- (3) 「議会における役職」とは、正・副議長及び監査委員並びに各常任委員会、議会運営 委員会、特別委員会の正・副委員長をいいます。

なお、留萌市議会の役職ではありませんが、市が構成団体となっている一部事務組合 (消防・南部衛生)の議会の議員についても、同様に取り扱う対応も考えられます。

- (4) その他「必要と認める措置」とは、議長からの口頭注意、議会(全員協議会を含む。) における陳謝文の朗読などの対応が考えられます。
- (5) 第3項では、議会が審査対象議員に対して行った措置の公表(ホームページや議会広報への掲載等)について定めています。
- (6) 第4項に定める**名誉回復の所要の措置**とは、留萌市議会のホームページ、議会広報などで公表することなどが考えられます。
- (7) **議会の措置**の効力(**法的効力は有しない**。)については、特に規定はありませんが、 少なくても、当該**議員の一任期中はその効力が継続する**ものと解することができます。

# (委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

# 【解 説】

具体的な審査請求の方法や請求書の様式、政治倫理審査会の運営などについて、議長が 別に定めることを規定しています。

#### 附則

この要綱は、平成27年11月1日から施行する。ただし、第5条から第11条までの 規定は、平成28年4月1日から施行する。

#### 【解 説】

- (1) 政治倫理に関しては、当然、現時点においても、議員自ら律していかなければならないことと考えておりますが、不利益を及ぼす項目もあるため、法の精神を尊重し、その関連する条文の施行については、適切な周知期間を設けるため、平28年4月1日としました。
- (2) 不利益不遡及の原則に基づいて、この要綱による審査請求の対象となる行為は、平成28年4月1日以降の行為が該当することになります。